

平成29年度「市町村に対する県の関与の見直しに関する調査」における改善要望について

【生活環境部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
1	<p>地縁による団体功労者総務大臣表彰候補者の推薦依頼について</p> <p><問題点> 上記の推薦依頼については、県担当者からの電子メールにより依頼があったが、地縁による団体功労者総務大臣表彰規定(以下「表彰規定」という。)及び様式等が添付されているのみで、次の点で課題がある。 ①県民運動推進室に電話確認したところ、県の推薦枠は原則2名であるが、推薦のための顕著な功績に係る明確な基準が無く、市町村によって対応が異なるおそれがあり、公平性が保たれない。 ②県担当者からの電子メールは、平成29年8月18日(金)18時14分に受信しているが、表彰候補者本人の自署・押印による宣誓書を含む提出様式が多いにもかかわらず、提出期限が8月23日(水)までであり、書類の作成に要する期間が短い。 ③推薦を行わない場合であっても、報告が必要か分かりにくい。 ④表彰候補者が多い場合、県推薦枠から外れた表彰候補者が多く出てしまう可能性がある。</p> <p><要望等> 推薦依頼時において、本市における通算15年以上在職の地縁団体の代表者が複数名いたため、国の表彰規定で定めるほかに、県において、県知事表彰を受けた者または市町村長の表彰を受けた者等の基本となる選考基準を設けていただくとともに、県推薦に係る選考基準や選考方法、選考結果等を示していただきたい。 また、選考候補者が多いことが見込まれる場合は、事前調査等を行い、選考候補者数をあらかじめ把握された後で、本人の自署・押印による宣誓書の提出を求めている。なお、表彰規定においては、都道府県以外の全国自治会連合会による推薦枠もあるため、推薦が重複しないように、調整を図っていただきたい。</p>	<p>生活環境部生活文化課県民運動推進室 連絡先:029-224-8120</p> <p>標記の問題点及び要望でございます。個人の表彰につきましては、事前の調整等が来ず短期間での作業をお願いする結果となったため、次年度に改善をしたいと考えております。具体的には、貴市の要望にございますような全国自治会連合会による推薦枠もございますことから、今年度中に、県自治会連合会事務局と調整・協議等を実施し、次年度に向けた推薦及びその選考基準等のルールづくりを進めて参りたいと考えております。 また、次年度の実施にあたっては、十分な時間を確保しつつ、各方面に広く制度を周知し、これまで功労いただいた方々に適切に受賞いただけるよう、各市町村からのご意見を頂きながら事業を進めて参りますので引き続きご意見ご協力をお願いいたします。</p>

【保健福祉部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
2	<p>人工肛門ストマ用装具支給事業の見直し</p> <p><問題点> 近年、医療の発展により一時的ストマの造設者が増加していることに伴い、当該制度の対象者が増加傾向にある。そのため、市町村の事務負担も増加しており、その一つの要因として申請事務が繁雑であることが挙げられる。 この件に関しては、平成26年度調査においても問題提起及び要望(保健福祉部関係の5)があったとおり、自己負担額の算定方法において所得税額を用いていること、細かく23階層に分かれていることなどから、対象者への説明や申請に伴い添付書類が必要となることでワンストップでのサービスが提供できず、対象者、市町村の負担となっている。</p> <p><要望等> 算定方法を所得税から市町村民税による判断に見直すとともに、対象者の経済的負担軽減を目的としていることを鑑み、障害者総合支援法に準ずる負担割合となるよう事務改善を引き続き要望する。 また、添付書類が省略できるなど、対象者、行政の負担軽減が期待できることから、個人番号(マイナンバー)制度の導入をお願いしたい。 (なお、本要望は、平成27年度から要望しているが、十分な改善が図られていないと考えるため再度提出するもの。)</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3363</p> <p>市町村が行う日常生活用具支給事業は障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業であり、障害者手帳を所持する障害者を対象とするものです。一方、県の制度は一時的なストマのために身体障害者手帳の交付を受けられない方(＝日常生活用具給付事業を利用できない)の経済的負担を軽減することを目的とする県独自の事業であり、日常生活用具支給事業とは対象者が異なっております。 しかしながら、両事業は同じ物品の補助を行う事業であり、利用者に分かりやすい制度であることが好ましいと考えます。 自己負担の算定方法の見直しについては、利用者の自己負担額への影響について検証しているところです。今後、他県の状況や市町村等の意見も踏まえながら、引き続き検討してまいります。 なお、県事業への番号制度の導入についても、上記の検討内容を踏まえた上で検討してまいります。</p>
3	<p>自立支援医療(精神通院)制度の見直し</p> <p><問題点> 所得区分の算定について権限移譲がなされているところだが、県内各市町村で、その算定方法などで統一されていない点が見受けられる。 また、情報連携のための試行運用期間に入ったが、事務処理要領などは、個人番号法を想定したものに改定されておらず、県内各自治体の解釈が前提となっている。</p> <p><要望等> 個人番号法を想定に置いた事務処理要領に改訂いただきたい。 権限移譲された当該事務所得区分の算定について、茨城県で用いていたマニュアルのようなものがあればいただきたい(無ければ作成を検討していただきたい)。 事務処理要領の逐条解説を作成いただきたい。</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3368</p> <p>自立支援医療(精神通院医療)に係る所得区分の算定方法については、国の自立支援医療費支給認定通則実施要綱に基づき、茨城県自立支援医療費(精神通院医療)支給認定事務処理要領を定めることにより、全市町村での統一を図っております。 しかし、所得区分の算定にあたり地方税法上の合計所得金額の考え方(解釈)が、市町村により異なり、支給認定事務上の相違を生じている例が見受けられるため、税法上の解釈について、税当局と調整のうえ解釈・処理方法を通知いたします。 マイナンバー制度の情報連携については、平成29年11月13日に本格運用が開始されることとなりますが、引き続き試行運用が継続される事務があり、また、年金機構との情報連携については、今後、運用されることとなっているため、事務処理要領の改訂等につきましては、国の動きを見ながら必要に応じて、随時、改定してまいります。</p>

通番	問題点・要望等	担当課回答
4	<p>市町村で広域的に関連する事案の基準について</p> <p><問題点> 保育所に係る給付に関して、市町村広域的に関わる項目について調整が必要なとき、市町村ごとに対応が求められ、事務内容として、支援事業計画における広域利用、子ども子育て支援法施行により、市町村が定めるとの規程が多く煩雑化している。</p> <p><要望等> 県として、統一見解・基準を作成する。また、標準的な様式を作成してもらいたい。</p>	<p>保健福祉部子ども家庭課 連絡先:029-301-3252</p> <p>施設型給付費につきましては全国共通のしくみであることから、各加算の認定に係る基準につきましては、国で発出している「公定価格の骨格について」、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」、「自治体向けFAQ」、「公定価格FAQ」等により事務をすすめていただいているところですが、より具体的な事例について可能なものは県の解釈をお知らせするように努めてまいります。</p> <p>また、各加算認定における認定申請、支給認定保護者への通知、保護者の就労証明書の様式につきましては、国から標準の様式が示されているところですが、国が標準の様式として示していないものにつきましては、他県の状況を考慮するとともに機会を捉えて国へ働きかけをしてまいります。</p>
5	<p>茨城県保育対策総合支援事業費補助金申請(保育体制強化事業[県単])について</p> <p><問題点> 保育体制強化事業に関する補助金については、茨城県保育体制強化事業実施要項第5条(1)～(5)に実施要件及び対象者が規定されている中で、(3)において、「保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者の数と、前年同月における当該保育所等の保育士及び保育士以外の者の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。」とされている。</p> <p>この人数比較においては、①人数は、常勤換算はせず、実人数とする②人数に、バスの運転手や事務職員を含めるとされており、① 昨年度まで非常勤職員が複数人で行っていた業務を、今年度は常勤1人で行った場合は、補助金交付の対象にならない可能性があること</p> <p>② 保育士の負担軽減を図るための補助金であるにもかかわらず、保育周辺業務に関わらないバスの運転手や事務職員も人数比較の対象となっていることにより、これらの職種の職員が昨年度より減少した場合、補助金交付の対象とならない可能性がある。</p> <p>といった問題があり、当市の保育園・認定こども園から疑問・不満の声が寄せられている。</p> <p><要望等> 事業の目的を踏まえた上で、上記問題点については是正していただき、保育士等の職場環境の改善に努めている施設に、適正に補助金が交付されるよう努めていただきたい。</p>	<p>保健福祉部子ども家庭課 連絡先:029-301-3252</p> <p>県では、保育の体制を強化し保育士等の職場環境改善を図ることを目的に、国庫補助による当該事業の対象外となる施設に対しても補助対象を拡充するため、今年度より県単補助により当該事業を実施しているところです。</p> <p>このことから、本県の事業実施要項につきましては、原則として国の事業実施要綱に基づき制定させていただいております。</p> <p>今回ご提案のあった実施要件の是正については、国庫補助により事業を実施する施設における取扱いとの均衡を避ける観点から、慎重に対応すべきものと考えております。</p> <p>県といたしましても、機会を捉えて国に対し、施設からの要望を伝えてまいりますとともに、必要に応じて要綱改正等を求めてまいります。</p>

【農林水産部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
6	<p>農業委員会ネットワーク機構と重複する調査について</p> <p><問題点> 農業委員会実態調査について、県と県農業委員会ネットワーク機構(茨城県農業会議)で重複する内容の調査がある。市町村は、各々に回答や報告をするのは負担である。</p> <p><要望等> 県は県農業委員会ネットワーク機構と情報を共有し、市町村に対し重複した調査や報告を求めることはしないでいただきたい。</p>	<p>農林水産部農業政策課 連絡先:029-301-3838</p> <p>農業委員会実態調査は、農業委員会の実態を把握し、農業委員会制度の適正な運用に資する目的で、国からの調査依頼に基づき毎年実施されている調査であり、農業会議が実施する組織概要調査とは異なるものであることから、引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>また、農地利用最適化交付金の活用に向けた取り組み状況調査については、新たな交付金制度のため、緊急性があり実施したものです。以後は農業会議と調整を図っており、重複した調査等については、市町村の負担とならないよう努めて参ります。</p>

通番	問題点・要望等	担当課回答
7	<p>家畜伝染病予防事業関係手数料徴収及び払い込み関係事務等について</p> <p><問題点> 県の検査に同行し、手数料徴収をしているが、拘束時間が長く、その他の事務に支障をきたしている。</p> <p><要望等> 手数料徴収事務を茨城県(家畜保健所)が行うようにしてほしい。</p>	<p>農林水産部畜産課 連絡先:029-301-3982</p> <p>家畜伝染病予防事業関係手数料徴収及び払い込み関係事務等については、家畜伝染病予防法に基づく検査のうち、検査対象疾病を限定して、ご協力いただいているところです。当該検査は、貴町の畜産業の振興を図り、畜産経営の安定と食生活の安定を図るため、家畜伝染病の発生を予防し、まん延防止するために、極めて重要であることから、引き続きご協力をお願いします。</p> <p>なお、貴町のご意見を聞きながら検査時期を決めるなど、貴町に支障をきたさないよう努めていきますので、ご協力の程よろしく申し上げます。</p>

【土木部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
8	<p>禁止地域における屋外広告物の行政指導について</p> <p><問題点> 事務処理特例条例は、屋外広告物条例に係る事務の一部(許可に係るものに限る)について市町村が処理することを定めている。これに対し、茨城県違反広告物是正指導事務処理要領においては、許可に係る広告物以外(許可できない禁止地域における広告物等)の指導に関する事務についても市町村が処理することとされており、条例と事務処理要領との間に齟齬が生じている。</p> <p>県担当課は、事務処理要領のとおり違反広告物の指導に関する事務のすべてを市町村に移管しているとの認識であるが、事務処理特例条例の規定では禁止地域における広告物の指導等に関する事務について市が処理する事務となっていないと解されることから、許可できない禁止地域における広告物等に対して行政手続法第2条に基づく行政指導を市が行う権限はなく、対応に苦慮している。</p> <p><要望等> 広告主に対し当該行政指導について県処理事務なのか、市町村処理事務なのか明確にわかりやすく示すことができるよう下記の改善(案)を提案する。 (案1)事務処理特例条例にある許可物件以外の広告物の指導に関して茨城県違反広告物是正指導事務処理要領を改正し、県において積極的に行政指導を行う。 (案2)広告主に対して、法令条項を示すことができるよう事務処理特例条例を改正し事務処理分担を明確にする。</p>	<p>土木部都市計画課 連絡先:029-301-4579</p> <p>違反広告物に関する指導等については、事務処理特例条例により茨城県屋外広告物条例第18条の規定による勧告や条例第19条第1項及び第2項の規定による措置命令等についても市町村へ権限移譲しており、これらは例えば同条例第4条「禁止地域等」や第5条「禁止物件」等への設置に対する行政指導も包含しておりますことから、引き続き事務処理特例条例に基づき指導等を行っていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。</p>
9	<p>屋外広告物条例に関する市町村移管事務について</p> <p><問題点> 茨城県屋外広告物条例に係る事務の一部については、独自条例を制定していない市町村に対して権限が移譲されているが、許可事務において「各市町村の間で条例解釈等に差異がある。同じ県条例に基づく許可であるにも関わらず、市町村によって取扱が異なるのはいかがなものか。」と広告事業者より指摘を受けることがあり、対応に苦慮している。</p> <p>また、昨年度に県条例の解釈について県担当課に照会したところ、「市町村の判断で結構です。」との回答であったが、市町村ごとに解釈や運用に差異が生じれば、県条例によって一律に規制しているにも関わらず、県内の景観に統一性が保てなくなってしまうだけでなく、許可申請に係る広告事業者と市町村の双方の負担も大きい。</p> <p><要望等> 県条例の解釈等については、各市町村に判断を委ねるのではなく、一定の解釈を県担当課が示すべきである。また、各市町村が同様に取扱うことができるよう、研修会等の開催を要望する。</p>	<p>土木部都市計画課 連絡先:029-301-4579</p> <p>市町村からの照会時において条例の解釈などの助言等を行うことにより、取扱いの統一化に努めておりましたが、今後、景観まちづくり担当者連絡会議等を活用するなどの対応を検討してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。</p>

10	<p>屋外広告物の特例の許可事務について</p> <p><問題点> 茨城県屋外広告物条例に係る事務の一部については市町村に権限が移譲されているが、一部の例外的な物件にあつては、県知事から特例の許可を受けて表示している(条例第12条の2に基づくもの)。しかし、県が特例の許可を行っている物件について、その情報(申請があつた物件、許可を与えた物件、許可期間、特例の許可に至った事由)が市町村に提供されないため、許可済みのものと無許可のものを判別することができないだけでなく、特例の許可申請として受け付ける物件の基準が不明確であること等により、本市において事務の支障となっている。</p> <p><要望等> 県が特例の許可申請を受付した物件に関する情報を市町村と共有すべきである。また、特例の許可申請を受付した物件を具体的に示すことで、県が特例の許可申請を受ける物件と市町村が許可事務を行うべき物件の基準を明確にすべきである。</p>	<p>土木部都市計画課 連絡先:029-301-4579</p> <p>基準の更なる明確化を図っていくため、特例の許可申請を受け付けた物件について、市町村に情報提供してまいりますのでよろしくお願いたします。</p>
11	<p>建築確認等の経由事務の見直し</p> <p><問題点> 建築確認申請は、民間の検査機関ができたことから、県に申請する件数はほとんどなくなっており、少ない件数で県民センターまで持っていくのは負担になる。また、経由時にどうしても予定がつかず、時間がかかってしまった時に申請者及び県にも迷惑をかけてしまうことになる。</p> <p><要望等> 建築確認申請を県に提出する場合、市町村を経由せずに直接、県(県民センター)に申請をするよう見直ししてほしい。</p>	<p>土木部建築指導課 連絡先:029-301-4727</p> <p>県が行う建築確認等については、県と市町村の委託契約に基づき、申請者の利便性を考慮し、市町村における書類の受理及び県への送付等をお願いしているところです。併せて適正な確認審査を行うため、都市計画法上の用地地域や道路情報等に関して、市町村で把握している情報をもとに、記載内容の確認等をお願いしているところです。(例えば、民間確認検査機関から現地調査表等の内容について照会があつた際においても、各市町村に確認等をお願いしております。)</p> <p>ご要望については、申請者の利便性の確保及び適正な確認審査の実施の観点から、市町村経由については継続させていただきたいと存じますが、経由方法などの事務取扱については、各市町村や県民センターの意見などを参考に事務の効率化に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>

【教育庁関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
12	<p>電子文書等の送付について</p> <p><問題点> 城里町教育委員会事務局インターネットの接続は、LGWANを利用している。 セキュリティの強化によりLGWAN以外からのメール受信時に添付ファイルを取得する負担が大きくなっており、教育庁からのメールの多くが教育情報ネットワークより送信されているため、またそのメールの量が膨大なため、事務負担が大きくなっている。</p> <p><要望等> 県教育庁からのメールによる文書の送信を、LGWANより送信をお願いしたい。</p>	<p>教育庁義務教育課 連絡先:029-301-5215</p> <p>当課においても、情報セキュリティ強化後、添付ファイルの遣り取りを考慮し、LGWANの利用を原則とするよう課員に周知したところであります。</p> <p>今後、改めてその旨を周知し、個別の学校や教職員に一齐に送信する場合等のやむを得ない場合を除き、LGWANによる送信を原則とするよう、対応してまいります。</p>

13	<p>文書等の配布及び収受について</p> <p><問題点> 茨城県発達の文書のうち水戸教育事務所経由、又は水戸教育事務所からの発達文書や配布物の受領のため、直接水戸教育事務所まで受け取りに行かなければならず、負担が大きい。 また、上記に併せて、紙媒体での提出物を直接持参している。</p> <p><要望等> 水戸教育事務所からの文書等について、郵送等で配布をしていただきたい。 紙媒体の提出物を郵送としていただきたい。</p>	<p>教育庁総務課 連絡先:029-301-5114 水戸教育事務所 連絡先:029-227-4451</p> <p>現在、水戸教育事務所より発達する文書等については、原則、電子送達し、電子送達が難しい文書等につきましては郵送しているところですが、紙ベースの文書や冊子等のうち、重要性・緊急性の低い一部文書につきましては、会議等で水戸教育事務所にお越しいただいた際に併せて受領いただいているところですが、引き続き、市町村への文書発送につきましては、電子送達及び郵送により対応して参ります。また、パンフレットやポスター等の文書等につきましては、今後、郵送等による発送を検討して参ります。 なお、紙媒体の書類等の提出方法につきましては、現在、水戸教育事務所各課とも郵送等の提出も受付けておりますのでご利用いただけますようお願いいたします。</p>
----	--	---